

平成 26 年度瀬戸内海研究会議
瀬戸内海の環境保全・創造研究ワークショップ
「瀬戸内法の改正と瀬戸内海の未来」 開催結果について

日 時：平成 26 年 12 月 8 日（月） 13:30～17:20

会 場：三宮研修センター

主 催：特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議

後 援：環境省、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、ひょうご環境保全連絡会、
公益社団法人瀬戸内海環境保全協会

参加者：77 名

【講演・質疑内容等】

○開会挨拶

特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議 理事長 柳 哲雄

今回のワークショップは、先の臨時国会で参議院に提出されていた瀬戸内海環境保全特別措置法（以下、「瀬戸内法」と表記。）の改正案成立を見込み、「瀬戸内法の改正と瀬戸内海の未来」と題して企画したが、衆議院が解散となったため、廃案となってしまった。ただ、自民党、公明党、民主党の賛成は得られているとのことなので、次の通常国会に再提出され、可決されると思われる。

環境省の根本室長よりご報告いただくが、法改正の前に、現在の瀬戸内法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画（以下、「基本計画」と表記。）の見直しについて、中央環境審議会にて議論されてきた。来年、閣議決定された後、次に府県計画の策定となる。これまでの瀬戸内法の基本は、COD、全窒素、全りんに係る水質総量削減と埋立の抑制であった。しかし、基本計画改正案では、第一に生物の生息環境の整備が、第四に持続可能な水産資源の利用・確保が位置づけられたことは大きな変更である。これは瀬戸内法の改正案とも内容が重なっており、瀬戸内海の環境保全政策は、来年から大きく舵を切ることになる。

この内容に関連して、岡市氏からは、瀬戸内海の過去を振り返りつつ、現在そして未来にどうつなげるか、荏原氏からは、瀬戸内海研究会議でも検討を行った改正法案の内容について、井原氏からは、観光という視点から、都市の方をどのように瀬戸内海に惹きつけるか、持続可能な形で行うかという考察をご講演いただく。

講演終了後には、4名の講師と多田氏による総合討論を行い、瀬戸内海の環境政策に我々がどう参画していくかという問題をご議論いただきたいと考えている。

○講演「閉鎖性海域における環境政策」

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長 根本 桂三

1. 瀬戸内海環境保全基本計画の見直しについて

瀬戸内法の改正案については、急な国会解散により審議未了となったが、次の通常国会に再提出されると考えている。瀬戸内法に基づく基本計画についても同時期に検討が進められてきており、内容は改正法案と整合がとれていると、環境省としては考えている。

基本計画の改正については、パブリックコメントも終了し、平成 26 年 10 月に中央環境審議会としての基本計画案がまとまったところである。この計画案では、海域の将来像として、良好な水質が維持されるとともに、生物生産性・生物多様性が確保される「豊かな海」を目指すことを基本としている。また、進捗管理の必要性から、10 年程度のスパンでの基本計画に対して、5 年程度で見直しを行うことも大きな変更点である。基本計画は、①沿岸域の環境の保全、再生及び創出、②水質の保全及び管理、③自然景観及び文化的景観の保全、④水

産資源の持続的な利用の確保の4本柱で構成されている。

基本計画改正案における現行計画からの具体的な変更点の例として、①については底質改善・窪地対策の新規記載、海砂利採取の抑制に関する表現の強化、防災と環境との調和に配慮した環境配慮型構造物の新規記載等がある。②については、水質総量削減制度等の実施に関して、湾・灘ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理や順応的取組を推進すること、「親水」の観点からの海水浴場や潮干狩り場の環境保全等がある。

今後の基本計画変更に係るスケジュールについては、未定であるが、適切に変更作業を進めていくこととしている。

2. 水質総量削減制度について

本制度は昭和54年から実施されており、現在の第7次は今年度が目標年度となっている。この間、陸域からのCOD、窒素、リンの負荷量は経年的に減少している。しかし、大阪湾を除く瀬戸内海では、水域単位面積当たりのCOD、窒素、リンはあまり変化していない。近年は、藻場・干潟の再生等を通じた生物生産性・生物多様性の確保も重要であるとの意見もある。

このような背景を踏まえ、平成26年9月には環境大臣から中央環境審議会に「第8次水質総量削減の在り方」について諮問があり、専門委員会にて検討を進めることとなっている。12月2日には、第1回委員会を開催した。第7次の時には、諮問から約1年をかけて答申を得た後、具体的な規制基準や府県計画の議論が行われ、全体の議論に3年程を要した。今回も、しっかりとした検討を行うためには、ある程度の期間は必要であると考えている。

3. ヘルシープランについて

閉鎖性海域において、生物生産性、生物多様性を確保するために重要な栄養塩類の円滑な循環を達成するためのモデル事業として、環境省が関係主体等と協力し、ヘルシープランを作成した。

三河湾では、貧酸素水塊の改善を目標に、干潟・藻場の保全・再生等を行い、上位の物質循環を活性化させることで、栄養塩の円滑な循環が再生させる計画を策定した。播磨灘北東部では、ノリの色落ちや漁業生産量の減少を不具合として掲げ、DIN負荷の偏在を課題として着目し、下水処理場からの窒素排出量増加運転等の対策を位置づけた。三津湾では、カキいかだの下における底質の局所的な悪化を改善するため、乾燥カキ殻を埋設し、硫化水素の発生を抑制する等の対策を位置づけた。これらは、全て環境省ホームページで公表しているので、是非ご覧いただきたい。

(環境技術実証事業について)

閉鎖性海域における環境改善技術を対象とし、毎年4～5月に公募を行っている。採択された技術は環境省の事業として実証試験を行い、第三者が評価する。これも環境省ホームページで公表されている。来年も4～5月に公募を行うことになると思われるので、是非ご応募いただきたい。維持管理が安価にできる工夫の技術など、実際に普及が進んでいくような技術をご応募いただければありがたい。

4. 新しい環境基準の検討について

公共用水域における環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準について、国民が直感的に理解しやすい指標として、底層溶存酸素量と沿岸透明度の検討が進められている。底層溶存酸素量は、底生魚介類をはじめとした生物生息環境の確保や底層貧酸素による赤潮・青潮発生リスクの低減を目的としている。沿岸透明度は、藻場の生育や親水機能の観点から検討が行われているが、豊かな水環境の確保には、その水域に応じた適度な栄養分も必

要であることに留意が必要である。

○講演「瀬戸内海の未来を求めて」

香川大学名誉教授・香川県環境保健センター顧問 岡市 友利

今回の講演では、今日に至るまでに多くの方々が大変な苦勞をしてきたこと、そしてまだ多くの問題が残されているということをお話したい。

富栄養化以前の時代である 1960 年頃は、22~23 万トンの漁獲量があった。現在は瀬戸内海で魚が獲れないというが、この頃の漁獲量が、現在の瀬戸内海に適したレベルではないかと思っている。富栄養化が進むと、イワシやイカナゴが獲れるようになり、漁獲量が 40 数万トンまで増えた。瀬戸内法が制定される以前は、海の汚れは公害であると言われていた。この時代、公害の明確な定義はなかったが、人間活動の結果として、つまり一般市民によって引き起こされるものであると考えられていた。

1968 年には、文部科学研究費や国際的な研究の一環として、海洋の窒素循環に関する研究が行われた。また、その後、燧灘における食物連鎖の詳細な研究が行われたが、今ではこのような研究は行われておらず、またこのデータが表に出てくることもない。

当時の研究者の中には、漁業者による乱獲が問題となっているという考えもあったが、カレイ類における漁業実態の研究では、多くのメイトガレイが、サイズが小さいということで投棄されていた。様々な政策に関する議論も行われるが、漁業者自身も漁業生活の在り方を検証する必要があるのではないかと。

瀬戸内海全体の環境やノリ養殖に関する研究を行うことはよいが、ノリを獲れるようにしたために他の魚介類がどのような影響を受けているのかといった視点も必要ではないか。植物プランクトンから動物プランクトンを経て、プランクトン食性魚を増やしていくことが瀬戸内海の一つの目標だと思っている。

瀬戸内海全体を対象とした汚染の研究については、1971 年に記された図や「水圏の富栄養化と水産養殖」（日本水産学会編 水産学シリーズ 1）などのほかは極めて少なく、各研究者の地先でしか行われていない。これをどのように横に繋いでいくかを考える必要がある。

赤潮の抑制には、瀬戸内法が大きな役割を果たした。なぜ、約 2 万平方キロメートルもある瀬戸内海で赤潮の発生を減らせたかということ、政治の力に加え、漁業者による餌の改善の努力、そしてこれを研究者が後押ししたことが大きい。

海砂利採取については、現在はだいぶ改善しているが、イカナゴは大きく減少している。岡山県の例では、海砂利採取量が増えたことで、イカナゴの漁獲量が減少している。瀬戸内海のイカナゴは、氷河期に取り残されたもので、夏には砂に潜って夏眠し、10~11 月頃に出てきて産卵する。「オオナゴ」と呼ばれる北方のイカナゴは、夏でも餌を食べる。

香川県の豊島では産業廃棄物の問題があったが、土手を築いて汚水の流出を防ぐと、アマモの「草原」が形成された。アマモには様々な生物が付着している。水産関係の若い研究者には、こうした生物のことも知っていただきたい。

干潟生態系の研究では、かつては水鳥のことが考慮されていなかった。香川県の例では、ヒドリガモがアオサを、オナガガモがホトトギスガイを食べている。これまで気づかれていなかった生物の関係についても、ぜひ研究を進めていただきたい。

瀬戸内海の島嶼について、伊吹島ではかつて 3,000 人以上が生活していたが、現在は 623 人しかいない。島の子供たちは高校生になると、対岸の観音寺市にアパートを借りて生活するようになる。そうでないと教育が受けられないからである。1 日に 4 回しか船が出ず、最終便が 17:00 頃のため、クラブ活動ができない。このように、高校生活ができないために、島の人口が大きく減ったという背景がある。しかし、戸籍人口を調べると、現住民の 10 倍くらいあることから、本当は島で生活したいという意識の表れだろうと思う。

香川県では、サワラの漁獲量が一時大きく減少したが、マダイとともに近年増加している。

シャコは漁獲量が少ないが、底泥が改善すれば、回復する可能性はある。香川県では様々な魚が漁獲・食用にされており、こうしたことを子供たちにも知っていただきたい。

現在進められている基本計画の改正について、研究者の方に強くお願いしたいのは、「持続可能な水産資源管理の推進等」という点について、具体的な方策をぜひお考えいただきたい。他の3つのポイントについては、これまでに環境省が考えてきたことであるが、水産資源については、これからは魚をできるだけ増やすような方向で、瀬戸内海の未来を考えていきたいと思っている。

○講演「里海論からみた瀬戸内海環境保全特別措置法改正」

関西学院大学大学院司法研究科教授 荻原 明則

瀬戸内法は、水質汚濁防止法（以下、「水濁法」と表記。）の特別法として制定されたが、内閣提出法案ではなく、議員立法であった。本法は瀬戸内海の環境悪化への対応策として制定され、水濁法よりも厳しい規制を行う等、「規制法」の性質を持っていた。

具体的な方策としては、他法令でできなかったことや、規定されていることを強化したものが多。例えば、水濁法に規定された特定施設の設置等の許可について対象を拡大し、富栄養化による被害発生防止のための総量規制の採用、また自然公園法での指定漏れ地域を自然海浜保全地区に指定する等である。埋立については、決して禁止ではなく、配慮規定である。「厳に慎む」となっているが、公共による埋立は止まらなかった。また、海砂利採取について禁止規定はなく、各府県の条例による規制であった。

瀬戸内法には、水濁法を出発点としたことのメリットとデメリットがある。メリットは、水濁法もしくは瀬戸内海に関係した様々な法律を参考として、足りないことを示していったため、行政や住民の理解を得やすかったことである。デメリットは、海砂利採取のように、まったく規定がなかった場合の対応が難しかったことである。これについては、今後考えていくことである。

瀬戸内法の制定・施行により、水質は良くなったが、漁獲量は減少している。赤潮は減ってはいるが、まだ多い。藻場も減少して、復活させることは難しい。環境省ではこのような事業も進めていくとしているが、環境省が事業官庁になれるのかという疑問はある。

以前に、農村の維持管理に関する条例策定に関わった経験から言うと、主体である農民の関与を法システムに入れる必要がある。里海は、「人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域」と定義されており、第一に人々の関与を問題視する。ただし、これには瀬戸内海の環境からみると良い関与と悪い関与がある。次に生物生産性と生物多様性の向上については、漁獲量の減少、生物の減少などへの対応が必要である。沿岸域については、法の注目は海岸線から陸側にあり、海側にも注目すべきである。里海論には、人々の関与について、良い関与と悪い関与をどのように区別するか、生物生産性と生物多様性を向上させることで漁獲量は増えるのか等の批判もあることは指摘しておく必要がある。

今回の瀬戸内法改正は、制定時と同じく議員立法であるが、環境省の開催した懇談会や審議会と同じ問題を議論しており、これらを半ば反映する形で法案が作成されている。環境問題に関する法案は、基本的に中央環境審議会の答申を経て立法化されるので、その発想と同様ではある。なお、附則には5年以内に新法制定に関する議論を行うこととなっており、対応が問題となるが、法的拘束力はない。内容については、目的・理念規定が大幅に改正されている。栄養塩管理については「富栄養化に係る被害発生の防止」に係る条項を削除することで対応しているが、具体的には「総量削減専門委員会」で議論されていくことと考えられる。その他、具体策の大きな改正は少ない。結局のところ、瀬戸内海環境保全基本計画や府県計画等の見直しが大きな意味を持つことになる。

漂流ごみの除去については、海岸漂着物処理推進法（平成21法82）が近年制定されたが、これに加え今回の法改正をする意味と実効性は明らかではない。

有害動植物の駆除については、水生生物に対してどこまでできるのか疑問もある。琵琶湖でも外来生物の駆除に関する条例を策定したが、それで改善があったものの、万全ではない。

水産動物の種苗等の放流についても、誰が実施するのか、費用はどうするのか、よくわからない。アユの場合は、漁業権が設定されているので、入漁料を徴収して利益を得ることができるが、海域ではどうなのか。費用負担や管理についても考えていく必要がある。繁殖地の保護・整備についても、予算が確保されなければ、事業は実施されない。また、整備しても、その後禁漁区を設定する等の保護対策を考える必要もあり、これからのシステム作りが重要である。

現行法・改正法ともに、埋立等により水産動植物の繁殖地等を改変した場合の代償措置に関する法的な担保がなされていない。自然再生推進法が制定されているものの上記の代償措置の実施への担保策となるか必ずしも明らかではない。その他、水域に影響を与える陸域の土地利用をコントロールする考え方も不足していると考ええる。

今後人口が減少していくにあたり、景観保護をどのように行うかも重要である。この点については、次の井原先生のご報告を伺うこととしたいが、私からは利用者がその地域で生活できる場合には景観保護も行われうることから、地域で利用者が生活できるシステム作りが重要であることを指摘したい。

瀬戸内海等で以前から行われてきた海の管理は、水濁法を基にした水質管理を中心としており、公害が発生しなければよいという考え方であった。今後は環境保護の解釈を変えていく必要があり、生物多様性保全に係る動きや環境省の進めるヘルシープランなどは興味深いところである。これを多くの地域に広げていけるかというところであるが、人的資源が問題となる。

以上のようなポイントから考えると、今回の法改正は一步前進かもしれないが、もう少し踏む込んだ所まで進めていただきたいと考えている。ただし、改善されそうな部分はあるので、ぜひ議論を深めていただきたい。

○講演「瀬戸内海と持続可能な観光」

奈良県立大学地域創造学部准教授 井原 縁

ランドスケープ（景観風景）とは、道路・河川・地域全体等を対象とし、地域における多様な土地・自然環境と人間活動との調停を図るものであり、近年提示された定義では、「ランドスケープは人々に認識されているエリアを示すものであって、その特徴は自然と人間の営み・相互作用の結果になる」とされている。人と自然の関わりは変わり続けるため、ランドスケープの保存は難しい。全国の多様なランドスケープのうち、変わりながらも一定の歴史性をもち、根本が受け継がれているものについて、「ランドスケープ遺産」と称し、目録として記録する取組を日本造園学会で行っている。

景観に影響を及ぼす直接的な要因は、一つはそこに生活する人々の生業の変化、もう一つは時代に応じた「観光」の在り方の変化である。観光がランドスケープに及ぼす影響は、評価に関わる間接的なものと、開発等の直接的に形を変えるものがあり、そのなかにも良いものと悪いものがある。観光の影響は、マイナス面ばかりが捉えられがちだが、一方、観光がきっかけとなり、新たに景観が発見・保護される事例もみられる。新旧の観光が土地・自然にもたらしてきた影響と実態を浮き彫りにし、記述・分析していくことが重要だと考えている。

近年注目されている「持続可能な観光」は、短期間に観光客の爆発的増加が起こったことにより、各地で甚大な悪影響が生じた「マス・ツーリズム」への反省から生まれている。このような「悪い観光」から「よい観光」の転換を模索する中で、「オルタナティブ・ツーリズム」の概念が提唱され、新しい時代の観光の具体事例として「エコツーリズム」が注目されるようになった。その後、「持続可能な観光」という用語が世界的に普及し、その在り方が議

論され続けている。しかし、その曖昧性・多義性も議論の的となっている。

瀬戸内海における観光の変化を整理すると、近世の旅は歌枕の地や個々の名所旧跡を愛でるものが主流であったが、明治維新に伴い訪日外国人が増加すると、瀬戸内海全体が一つのまとまりのある名所として認識されるようになった。また、海運業の発達により、船旅も盛んになった。明治中期以降になり鉄道が発達すると、鉄道資本による大規模開発が行われるようになり、鉄道沿線を中心として、瀬戸内海地域の観光が発達した。従来の船旅も廃れることはなく、機能を特化し、鉄道網とセットで広がっていった。戦後になると、瀬戸内海地域はマスツーリズム（観光の大衆化・大量化）の時代に突入し、まず国民宿舎や国民休暇村、ユースホステルなど、安くて安心して泊まれる施設が登場した。昭和40年代以降になると、団体旅行に加え、若者たちを中心とした観光地としてメジャーでなかった地域の発見もブームとなり、国内観光が多様化した。

岡山県真鍋島の例では、地域の風土に合った産業として、花の栽培が盛んであったが、これを観光資源として注目した若者たちが押し寄せた。しかし、急激な観光人気は島民との間に軋轢を生み、「観光公害」として新聞に取り上げられるほどであった。最近では、担い手の喪失により花畑が放棄されたため、「花の島」としてのイメージが廃れ、「ネコの島」としてのイメージに変わりつつある。

この時代には大規模な観光開発も行われ、従来の旅館の大型化や民間企業による観光開発が各地で加速度的に進んだが、後に大きな批判と反省を呼ぶことになった。瀬戸内海地域でも、民間の鉄道資本等によって、海水浴場や旅館・民宿が次々に建設され、さらに国が主導する大規模なリゾート開発も加わった。グリーンピア事業やリゾート法に基づく開発計画などがその例であるが、短期間で無秩序に開発が進んだことや、跡地利用等が問題となり、環境に与えるダメージが問題視されることとなった。瀬戸内海沿岸域では、すべての府県でリゾート開発計画が構想されたが、これらはマリーナやゴルフ場開発を中心とした一律的なものであったため、空間の均質化が進み、景観に与えた影響を問題視する指摘もなされた。

このようなマス・ツーリズムの反省に立ち、瀬戸内海地域でも新しい観光として「持続可能な観光」を模索する動きが出ている。これらに共通しているのは「周遊（広域連携）」、「島嶼」、「地域（固有性）」、「文化」に着目していることである。「瀬戸内国際芸術祭」では、島をアートで元気にすることを主目的として掲げており、特定の場所と結びついて成立するアートをメインにしている。「瀬戸内しまのわ 2014」では、広島県・愛媛県にまたがる島嶼部と沿岸域を中心に、そこに暮らす人々が自ら楽しみ、訪れる人々も一緒に楽しむイベントが軸になっており、これらを通じて人の輪、島の輪を繋ぐことを目的としていた。ここでは、それぞれの島ごとに魅力をPRするイベントに加え、広域的に統一されたテーマのイベントも開催されるなど、大きな評判を呼んだ。その他にも、複数の運輸局や地方公共団体が連携した「瀬戸内海観光連携推進会議」も設立されており、広域観光の推進として、歴史文化等を活用した瀬戸内海の島々の魅力の磨き上げや既存の航路の活性化などが掲げられている。いずれについても、まずは独自性が大切な資源であることを認識したうえで、そこにプラスアルファさせ、これらを広くつないでいくことで、瀬戸内海ならではの多様性を満喫させることを観光の魅力として発信しようとしていることが指摘できる。

ここで注意しておきたいことは、我々は個々の地域が持つ独自性を捉えるまなざしを、かなりの程度見失っているということである。一見新しいことをしているようでも、結果的には同じことをしているだけになりかねない。『瀬戸内海の発見』（西田正憲著）では、「近代になって我々が得た、内海や多島海といった相対的なまなざしは進歩ではあったが、同時に環境破壊をもたらす諸刃の剣でもあった。現代は、相対的なまなざしを基にした空間の均質化が大規模に進行している。ここから脱却するためには、相対的なまなざしを持ったうえで、その場所が持つ価値を見つめていく絶対的なまなざしを意識的に働かすことである。このことは、個々の場所が持つ風土性を捉えなおすことになる。」と指摘している。

今回の瀬戸内法の改正案について、基本理念に明記されたことを理解するためには、前近代における個々の場所に結び付いた絶対的な名所観と近代的な風景観を併せ持ちながら、かつ観光資源という3つの価値観の中で、瀬戸内海の風景・景観に向かい合う必要がある。今回の改正案をみても、環境保全の在り方が大きく変わってきているが、観光の在り方もまた大きな転換期にある。これを実現するために必要なことは、かつてどのように捉えていたかを見つめ直し、それが何故現在のようになってしまったのかを検証することが重要である。

○総合討論

コーディネーター：香川大学農学部教授 多田 邦尚

パネリスト：根木 桂三、岡市 友利、荏原 明則、井原 縁

- これまでに赤潮が減少したのは、行政の力によるところが大きく、行政が漁業者や研究者の考えを施策に取り込み、環境保全がある程度前に進んだ。行政を批判しがちであるが、漁業者や研究者は自らの考えを施策に組み込んでもらえるように努力してほしい。
- 文化財としてランドスケープを守ることが重要だが、時代によって価値観は変わる。なぜ名勝に指定されているのか、地方自治体にも分からなくなっている場合もあり、もう一度地域の資源を掘り起こす作業が必要だと思う。
- 環瀬戸内海会議では、瀬戸内海の埋立を危惧し、瀬戸内法の改正を実現すべく活動してきた。兵庫県が中心となって瀬戸内法の改正案を出すということは知らなかった。事業の実例として鉄鋼スラグで渚を作るなどと言われたが、兵庫県ではそれが望まれているのか。我々が願っているのはとにかく埋立をなくすことである。環境省の見解を伺いたい。
⇒改正法案については、議員立法であり、かつ審議未了の状態のため、行政関係者の立場からコメントすることは難しい。基本計画の観点からいえば、沿岸域環境の保全・創出をうたっており、水環境の改善に寄与する対策を行うことが重要である。再生についても様々な方法があると思うが、将来に禍根を残さない形で再生・創出も行っていくことが重要だと思う。
⇒一つ誤解されているので申し上げておきたい。兵庫県が中心となっている瀬戸内海環境保全知事・市長会議とともに、改正法案の内容について検討は行ったが、その時の案と今回提出された法案は全くの別物である。知事・市長会議の委託を受けて我々が作った案は、もっと理想的な案であったが、法律は理想論でできるわけではない。我々の案のうち、一部でも採用してもらい、今回の提出法案ができたと理解している。5年後に新法含め再検討することになっているので、その時に詰めていけばよい。少しずつ進めることが重要である。鉄鋼スラグについては、あくまでも環境改善の技術の一例として紹介しただけで、法律に明記などしていない。これから皆さんで議論していくことである。
- 今回の講演を総合すると、今回の法改正については、理念は納得できるが、内容はこれからであるという理解でよいのか。
⇒今回の法律では、我々が当初示した案の中から、立法化しやすい項目が示された。事業を行うためには、環境省が予算を確保する必要がある。改正案では、規制以外にも方法があるということを示したことは評価できる。規制ではなく環境管理という意味では前進である。政策がすべて上手くいくかは、やってみないとわからない。今後の研究や議論に期待したい。
- 今回の改正の大きなポイントは、栄養塩に対する考え方だと思う。加古川下流浄化セン

ターの取り組みなどは、これまでの栄養塩削減の方向とは大きく異なる。ただ、研究者や国民の間では十分な議論がなされていない。環境省として、マスメディア等を通じて、アナウンスしていただくと様々な議論が起こると思う。

⇒今後の方向性は、「きれいな海」かつ「豊かな海」を目指すことだと思う。加古川下流浄化センターの取り組みについても、海域に悪影響がないかも含めて慎重に見極める必要がある。ヘルシープラン等は、環境省のホームページに掲載するとともに、このような場でも頻繁に紹介しており、適切な情報を適切に公表していくことが重要だと考えている。

- 今回の改正案では、富栄養化の防止に係る事項を削除するとなっている。以前、この条項をなぜ削除しないのかと環境省に問い合わせたら、赤潮発生に関して研究が進み、新しい物質が関係してくる可能性があるのでは残しているとのことであった。赤潮研究の観点から、窒素・リンの規制をすれば、赤潮発生には問題ないという理解でよいのか。

⇒今回の改正案でも、総量削減の規定は残っており、根幹がなくなるわけではない。もし、全く新しい物質が見つかったら、水濁法及び瀬戸内法の施行令を改正すれば対応できる。

⇒赤潮については、何とも言えない。ノリの栽培で言えば、現在の環境に合わせた栽培とするのか、あるいは栽培に合わせた環境とするのか。ノリ栽培と魚介類漁業との兼ね合いもある。国や地方自治体に苦情を言うだけではなく、事業者同士での議論が十分に行われてきたのか疑問である。瀬戸内海の人々がどのような選択をするか、事業者間でも十分に議論を行い、今後の瀬戸内海の在り方を考えていく必要がある。

- 今回の法改正については、瀬戸内海の漁連・漁協からの声が盛り込まれた部分と、まだまだ不満な部分とがある。瀬戸内海における食産業としての漁業をどうするのか。漁業が観光を呼び、食を作るという観点からも議論していただきたい。ノリ漁業者と漁船漁業者のどちらを優先するかという議論は、現実的には難しい。そのような状況でも、漁業者は今ある環境の中で懸命に生業を営んでいるという現実を理解していただきたい。また、赤潮がすべて悪いという前提で議論が進んでいるが、赤潮を全てなくすことは現実的には難しく、どの程度の環境を維持していくかを考えつつ、干潟なども含めた沿岸域管理を行っていくべきである。漁業者は日々の活動で海の状況を一番理解しており、このような場で発表させていただきたいくらいである。

- 農業に関する事例で言えば、農家全員が関わる協議会を作り、全員の同意が得られて初めて物事が動かせる仕組みを作ったこともある。漁業でも同様の仕組みが必要だと思うが、利害対立があり、難しい。関係者間でどのように妥協していくかが重要であり、近隣の漁協との協議など、小さい地域でこうしたシステムを構築することが望ましい。

- 規制型の環境行政が終わり、これから目指すべき方向を考えると、全て環境省任せとするのではなく、様々な立場の方が発言できる場が必要であると思う。

- 井原氏の発表に関連して、香川県では今でもマス・ツーリズムを重視し、島は廃れていくように感じており、どこに反省があるのかと思う。瀬戸内国際芸術祭についても、県は多くの来場者があり大成功だというのが、一時的に観光客が来てもダメで、かえって島を廃れさせるという学識者もいる。実際にはどうなのか。

⇒暮らし・観光・生業のバランスをマネジメントすることが問われる時代にあって、素晴らしい理念は掲げられているが、検証が追い付いていない状況である。実際の環境や持続可能性にどう作用しているのかといった調査・研究は少なく、まとまりもないため、

一度しっかりとした調査・研究を積み重ね、整理していく必要があるだろう。

- 瀬戸内国際芸術祭には、東京や大阪から多くの人を訪れたが、瀬戸内海がこんなにきれいだとは思わなかったと言う。これまで、瀬戸内海には関心がなかったが、食には関心のあった人々が、実際に瀬戸内海を見たことで、観光と産業が結び付く。観光は、ただ人を集めて利益を得るだけではなく、観光客の認識を変えていることは確かである。観光と産業の結びつき方を、いかに地域の人が利用するかという知恵の働かせ方が重要である。
- 赤潮についても、ヤコウチュウはケイ藻を食べ、窒素とリンに変換しており、生態系の中で重要な役割を担っている。このような中で、どちらかを一方的に悪いと決めつけることは難しい。

以上